

興行場における申請・届出等について



興行場とは？

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、聞かせる施設をいいます。例えば、映画館、観劇場、スポーツ観戦施設などが該当します。

興行場に該当したときは？

興行場の営業をしようとするときは、興行場法の規定に基づく営業許可を受ける必要があります。興行場は、法律や条例等で構造設備基準、衛生基準等が定められています。

興行場の営業許可を受けた後は？

営業許可の申請内容に変更が生じた場合などは、次の一覧表のとおり手続きが必要となります。なお、構造設備の変更にあつては、その規模により新たに営業許可を受ける必要がある場合、その変更内容により法律や条例等で規定する基準に適合しない場合がありますので御注意ください。

***** **御不明な点がございましたら、御相談ください** *****

高松市保健所 生活衛生課 環境衛生係
〒760-0074 高松市桜町1-10-27
(TEL)087-839-2865 (FAX)087-839-2879

申請・届出様式	例 示	提出期限等
興行場営業許可申請書	①新たに興行場を営業するとき ②営業施設を移転して営業するとき ③申請時から、大幅な増改築をするとき(おおむね 1/2 の増改築) ④営業者が変更になるとき(承継を除く) 注)②～④の場合、既設の興行場の廃止の手続きが必要です。	あらかじめ <手数料> 常設 14000 円 仮設 7000 円
興行場営業許可申請書等 記載事項変更届	①施設の名称を変更したとき ②営業法人の住所、法人の名称又は代表者を変更したとき ※変更履歴がわかる登記事項証明書(原本)を添付 ③営業者の住所を変更したとき ④婚姻等により営業者の氏名を変更したとき ※戸籍抄本等で氏名の変更がわかるものを添付 ⑤営業者の地位を承継したとき ⑥構造設備を変更したとき 注)変更の内容によっては、新規申請が必要な場合があります。 事前に、御相談ください。	変更後 10 日以内
興行場営業許可証 再交付申請書	許可証を汚損、破損、亡失により、許可証の再交付を受けたいとき	必要となつたとき
相続による営業者地位承継届	経営する個人の死亡に伴い、相続により営業を承継したとき	遅滞なく
譲渡による営業者地位承継届	事業譲渡により、営業を承継したとき	遅滞なく
合併による営業者地位承継届	法人の合併により、存続又は設立した法人が営業を承継したとき	遅滞なく
分割による営業者地位承継届	法人が分割により営業を承継したとき	遅滞なく
興行場営業停止届	営業施設の全部又は一部を停止したとき	停止後 10 日以内
興行場営業再開届	営業施設を停止後、再び営業を開始したとき	開始後 10 日以内
興行場営業廃止届	営業施設の全部又は一部を廃止したとき	廃止後 10 日以内

※様式は、高松市ホームページからダウンロードできます。

[興行場](#) [届出](#) [検索](#)

興行場の適正な維持管理について

興行場における入場者の衛生に必要な措置を図るため、条例で次のような基準が定められています。これらの基準を遵守して快適な環境を保てるよう適正な維持管理に努めましょう。

1 換気に関する基準

- (1) 次の基準を維持できるように換気、空気調和設備の稼働等を行うこと

項目	基準	
① 炭酸ガスの含有率	100 万分の 1500 以下 (1500ppm 以下)	※機械換気設備の場合には①②の基準のみ適用
② 浮遊粉塵量	0.2mg/m ³ 以下	
③ 温度	17～28℃ (場内温度を外気温度より低くする場合はその差を著しくしないこと。)	
④ 相対湿度	30～80%	
⑤ 気流	0.5m/秒以下	

- (2) 測定は、必要に応じて実施し、その記録を2年間保存すること
- (3) 機械換気設備及び空気調和設備は定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は速やかに補修し、常に設計どおりの機能を保持し、使用できるように整備するとともに、適切に清掃し、常に清潔を保つこと
- (4) 観覧室には、温度計と湿度計を設置すること

2 照明に関する基準

- (1) 照度を定期的に測定すること

項目	照明設備の基準
観覧室、ロビー、喫煙所、廊下、階段、便所等入場者の利用する場所	床面で150ルクス以上
観覧室で映写時	床面のすべてで常に0.2ルクス以上

- (2) 照明設備は、定期的に保守点検し、照度不足、故障等が生じた場合は速やかに取り替え、補修し、常に設計どおりの機能を保持するとともに、適切に清掃し、常に清潔を保つこと
- (3) 照度を定期的に測定すること

3 防湿に関しての基準

必要に応じて、排水溝等を補修し、適切に清掃すること



4 清潔保持に関する基準

- (1) 施設設備（機械換気設備、空気調和設備、照明設備及び排水溝等を除く。）は、必要に応じて補修し、毎日清掃すること
- (2) 施設内のねずみ、昆虫等の発生防止及び駆除に努めること

5 入場者の衛生に関する基準

- (1) 禁煙及び喫煙所である旨の表示は、容易に見えるよう場内の適当な個所に掲示し、喫煙所以外の場所での喫煙を禁止すること
- (2) 喫煙所以外の場所にタバコの煙が流入しないようにすること
- (3) 観覧室内には、入場定員を超えて入場させないこと

